

令和2年5月版

原子力損害賠償事例集

第1部

(中間指針等の整理及び参考事例一覧)

原子力損害賠償紛争解決センター
(文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室)

1 当センターの使命は、原子力損害賠償事件の迅速、公平かつ適正な解決を実現するところであり、令和2年3月末現在、センター発足時からの累計受理件数2万5751件のうち、2万4947件を終局させ、和解成立件数1万9999件・和解成立率約80.2%としている。そして、和解成立に至った案件から、和解仲介手続の判断基準となる中間指針及び総括基準の運用上有益と考えられるものとして1632件を選定し、既に文部科学省のホームページに掲載し、原子力損害の被害者が当センターを利用する際の判断資料として提供しているところである。しかし、掲載件数が多くなり、体系的な検索や案件間の比較に手間がかかるとの利用者の声も寄せられるようになった。そこで、改めて、当センターの上記使命を十全に果たすべく、当センターにおいてこれまでに蓄積された和解解決例を整理し、当センター内の仲介委員及び調査官の職務上の資料として共有するとともに、閲覧・検索がしやすい形でセンターにおける和解解決例を公表することにより、原子力損害の被害者が当センターを利用する際の判断資料として一層活用されることを意図し、本事例集を作成するものである。

ただし、本事例集は、あくまでも、個別の被害者における具体的な事情を反映する個別の事情に規定された和解事例を提示するものであって、当該事案を離れて安易に一般化したり、基準として用いたりできるものではないことにご留意いただきたい。

2 本事例集は、文部科学省において145の事例を分析し取りまとめ、平成25年3月に公にした「原子力損害賠償事例集」（以下「前事例集」という。）の続編に位置付けられるものであり、前事例集に準じ、次に説明をするように二部の構成をとっており、個人識別情報等に関しても、必要な範囲で配慮を加えている。

① 第1部

中間指針の第四次追補まで及び総括基準の損害項目を整理した上で、それぞれに関連する事案の損害項目を、公表の際の「事案の概要」を参考に対象となる損害項目、期間等をできるだけ明示して一覧できるようにした（前事例集第2章I参照）。紹介箇所に関しては、必ずしも厳密な分類にこだわらず、また、重複をいとわずに当該項目に関連する事案を参照できるように心掛けている。

ホームページによる和解契約書の公表の際には公表番号とともに事案の概要に関する紹介文を設けているが、本事例集でもこの公表番号を利用し、公表番号に続けて、後述の各事例の個票における各損害項目の解説の番号を「※●」として掲記し、「公表番号●●●※●」などとして紹介している。

② 第2部

各事例の内容を分析し、個票として取りまとめた（前事例集第2章II参照）。

各個票には、まず、「1 事案の概要」として、公表番号、公表の際の事案の概要、第1部における紹介箇所を明示した。ここでの事案の概要は、原則としてホームページによる和解契約書の公表の際の紹介文によっている。

次に、「2 基本情報」において、当該事例の申立日及び全部和解成立日並びに申立人の事故時住所、人数、弁護士代理の有無及び損害類型を記載した。なお、人数は申立時の人数であり、その後、和解契約の締結等によって終局するまでの間に申立人の追加があった場合には、かかる追加が反映されているものではない。

「3 和解の概要」においては、申立人ごとに、和解により賠償の対象となった各損害項目について、和解の種類、細目、和解金額、対象期間等を記載し、集計した。契約書上に表示されている詳細な和解項目等についてはホームページ上で公表されている和解契約書も併せて参照されたい。その上で、特に中心的な論点に係る損害項目については、申立ての内容、東京電力の対応、パネルの判断等を記録上読み取れる範囲ではあるが補足し、併せて対象となる中間指針の適用関係等も指摘している。集団申立事案等については集団全体の概要も理解できるように工夫した。したがって、これらの記載は、当該案件を担当したパネルの真意を確認して記述したものではないことに留意されたい。

3 最後に、本事例集に掲載した事例は、当センターを構成した多くの仲介委員及び調査官による原子力損害賠償紛争の解決に向けた真摯な活動の積み重ねの成果であり、本事例集は当センターの活動報告となるものでもある。当センターの活動を担った仲介委員及び調査官等の支援員を末尾に掲記しておく。

目次

第 1 避難指示等に係る損害	15
1 対象区域（中間指針第 3・第二次追補第 2 の 1(1)）	15
中間指針等の整理	15
2 避難等対象者（中間指針第 3 [避難等対象者]）	17
(1) 中間指針等の整理	17
(2) 当該指針に関する和解事例	17
ア 避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者	17
イ 事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞 在を余儀なくされた者	19
3 検査費用（人）（中間指針第 3 の 1）	22
(1) 中間指針等の整理	22
(2) 当該指針に関する和解事例	22
4 避難費用（中間指針第 3 の 2・第二次追補第 2 の 1・第四次追補第 2）	23
(1) 中間指針等の整理	23
(2) 当該指針に関する和解事例	27
ア 避難費用	27
(ア) 交通費、家財道具移動費用	27
(イ) 宿泊費等	29
(ウ) その他生活費増加費用	32
イ 損害額の算定	40
(ア) 交通費、家財道具移動費用、宿泊費等	40
(イ) その他生活費増加費用	41
ウ 避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用	43
5 一時立入費用（中間指針第 3 の 3）	48
(1) 中間指針等の整理	48
(2) 当該指針に関する和解事例	48
6 帰宅費用（中間指針第 3 の 4）	51
(1) 中間指針等の整理	51
(2) 当該指針に関する和解事例	51
7 生命・身体的損害（中間指針第 3 の 5）	52
(1) 中間指針等の整理	52
(2) 当該指針に関する和解事例	52
ア 避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害	53

(ア) 逸失利益	53
(イ) 治療費、薬代	54
(ウ) 精神的損害	55
(エ) その他	61
イ 避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用	64
ウ その他生命・身体的損害に関する事例	64
8 精神的損害（中間指針第3の6・第二次追補第2の1・第四次追補第2の	
1）	65
(1) 中間指針等の整理	65
(2) 当該指針に関する和解事例	74
ア 避難等対象者の日常生活阻害慰謝料	74
イ 日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について	77
ウ 日常生活阻害慰謝料の賠償額について	78
(ア) 増額事例	78
a 要介護状態にあること	78
b 身体または精神の障害があること	84
c 重度または中程度の持病があること	89
d 上記（a から c まで）の者の介護を恒常的に行ったこと	91
e 懐妊中であること	100
f 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと	100
g 家族の別離、二重生活等が生じたこと	101
h 避難所の移動回数が多かったこと	105
i 上記 a から h まで以外の事由に基づく増額事例	106
(イ) 第四次追補の慰謝料	107
エ 賠償期間について	108
(ア) 「相当期間」や「特段の事情」が問題となった事例	108
(イ) (ア) 以外の避難終了が問題となった事例	115
(ウ) その他	116
オ 屋内退避者・滞在者の損害額	117
(ア) 屋内退避者に関するもの	117
(イ) 滞在者に関するもの	118
カ その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害 を伴わない精神的損害（中間指針第3の6備考11））	118
9 営業損害（中間指針第3の7・第二次追補第2の2）	121
(1) 中間指針等の整理	121

(2) 当該指針に関する和解事例	124
ア 避難指示等に伴う逸失利益	125
(ア) 農林水産業	125
(イ) 製造業・加工業	127
(ウ) 販売業	128
(エ) 建設業	130
(オ) 不動産業	131
(カ) 医療業	132
(キ) 観光業	132
(ク) サービス業	132
(ケ) その他	134
イ 避難指示等に伴う追加的費用	135
(ア) 従業員に係る追加的な経費	135
(イ) 商品や営業資産の廃棄費用	136
(ウ) 除染費用等	136
(エ) 事業拠点の移転費用	136
(オ) 営業資産の移動・保管費用	138
(カ) その他追加的費用	139
ウ 避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用	142
(ア) 避難指示区域（旧警戒区域及び旧計画的避難区域）	142
(イ) 旧緊急時避難準備区域	143
(ウ) その他避難区域	144
エ 廃業損害	144
オ その他	146
(ア) 営業損害の終期	146
(イ) 特別の努力・中間収入の非控除	147
(ウ) 「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法	149
a 事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例	149
b 平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合	150
c 営業開始直後・開業準備中であつたなどにより事故前の営業実績等がない場合	152
d その他	153
(エ) その他（事故前の投下資本の回収不能等）	155
10 就労不能等に伴う損害（中間指針第3の8・第二次追補第2の3）	157
(1) 中間指針等の整理	157

(2) 当該指針等に関する和解事例（事業者の風評被害等による就労不能も含む。）	159
ア 減収分	159
(ア) 雇用継続	160
(イ) 解雇その他の離職（未就労）	162
(ウ) 解雇その他の離職（再就職）	168
イ 追加的費用	175
ウ その他	176
(ア) 就労予定者	176
(イ) 退職金差額	176
(ウ) 帰還に伴う就労不能	177
(エ) 特別の努力・中間収入の非控除	177
(オ) その他	180
1 1 検査費用（物）（中間指針第3の9）	182
(1) 中間指針等の整理	182
(2) 当該指針等に関する和解事例	182
1 2 財物価値の喪失又は減少等（中間指針第3の10・第二次追補第2の4・第四次追補第2の2）	183
(1) 中間指針等の整理	183
(2) 当該指針等に関する和解事例	186
ア 管理不能等	187
(ア) 価値喪失又は減少分	187
(イ) 追加的費用	189
イ 放射性物質曝露等	190
(ア) 価値喪失又は減少分	190
(イ) 追加的費用	191
ウ 価値喪失又は減少の予防費用	191
エ 不動産	192
(ア) 帰還困難区域外の不動産の価値減少率	192
(イ) 事故時価格の算定（購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目等）	196
(ウ) 借地権	201
(エ) その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、その他）	202
オ 住居確保損害	204

(カ) 事業用不動産	206
オ 動産	208
(ア) 家財	208
(イ) その他個人用動産	211
(ウ) 事業用動産	212
カ その他（津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等）	219
第2 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害（中間指針第4）	220
1 中間指針等の整理	220
2 当該指針等に関する和解事例	220
第3 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第5）	222
1 中間指針等の整理	222
2 当該指針等に関する和解事例	223
(1) 営業損害	223
ア 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分	223
イ 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用	228
ウ 同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用	229
エ 同指示等の解除後の減収分及び追加的費用	229
(2) 就労不能損害	230
(3) 検査費用	230
第4 その他の政府指示等に係る損害（中間指針第6）	231
1 中間指針等の整理	231
2 当該指針等に関する和解事例	232
第5 いわゆる風評被害について（中間指針第7）	234
1 一般的基準（中間指針第7の1）	234
(1) 中間指針等の整理	234
(2) 当該指針等に関する和解事例	235
2 農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第7の2・第三次追補）	236
(1) 中間指針等の整理	236
(2) 当該指針等に関する和解事例	239
ア 福島県内	239
イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県	246

ウ	福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県	252
3	観光業の風評被害（中間指針第7の3）	254
(1)	中間指針等の整理	254
(2)	当該指針等に関する和解事例	256
ア	福島県内	257
イ	福島県外のうち、指針上明記されている都道府県	257
ウ	福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県	259
4	製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第7の4）	261
(1)	中間指針等の整理	261
(2)	当該指針等に関する和解事例	262
ア	福島県内	262
イ	福島県外	267
5	輸出に係る風評被害（中間指針第7の5）	270
(1)	中間指針等の整理	270
(2)	当該指針等に関する和解事例	271
ア	福島県内	271
イ	福島県外	271
6	その他風評被害	273
(1)	中間指針等の整理	273
(2)	当該指針等に関する和解事例	273
ア	福島県内	273
イ	福島県外	273
第6	いわゆる間接被害（中間指針第8）	275
1	中間指針等の整理	275
2	当該指針等に関する和解事例	275
第7	放射線被曝による損害（中間指針第9）	286
1	中間指針等の整理	286
2	当該指針に関する和解事例	286
第8	被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第10の1）	287
1	中間指針等の整理	287
2	当該指針に関する和解事例	287
第9	地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第10の2）	289
1	中間指針等の整理	289
2	当該指針等に関する和解事例	290

(1) 財物損害	291
(2) 民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害.....	291
(3) 被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用	291
(4) それ以外の損害	292
ア 測定経費	292
イ 機器購入費	292
ウ 除染費用	292
エ 広告費用	292
オ 旅費・交通費	293
カ 人件費	293
キ その他損害	293
第10 自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第3）	
.....	294
1 中間指針等の整理	294
2 当該指針等に関する和解事例	298
(1) 対象区域	298
(2) 対象者.....	301
(3) 損害項目	303
ア 避難及び帰宅に要した移動費用.....	303
イ 生活費増加費用	311
ウ 精神的損害	321
エ 生命・身体的損害	328
オ 除染費用	330
カ 財物損害	333
キ 就労不能損害	333
ク 避難雑費	336
ケ その他損害	342
(4) その他論点	342
第11 その他	345
1 除染費用（中間指針第二次追補第4）	345
(1) 中間指針等の整理	345
(2) 当該指針等に関する和解事例	347
ア 避難等対象区域に係る事例.....	347
イ 避難等対象区域外（自主的避難等対象区域等）に係る事例	349
2 弁護士費用	355

(1) 中間指針等の整理	355
(2) 当該指針等に関する和解事例	356
3 遅延損害金	357
(1) 中間指針等の整理	357
(2) 当該指針等に関する和解事例	357
4 立証方法等（集団案件含む。）	359
(1) 中間指針等の整理	359
(2) 当該指針等に関する和解事例	359